# 不足額給付Iの対象となる例

①令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した(退職等)







令和6年分推計所得税額 ¥20,000 (令和5年所得をもとに算出した税額)

> 定額減税可能額 ¥30,000 (所得税分)

令和6年分所得税額 ¥10,000 (確定申告等で決定した税額)

> 定額減税可能額 ¥30,000 (所得税分)

当初調整給付額 ¥10,000

本来給付されるべき給付額 ¥20,000



## 差額の1万円を給付金として支給

(端数は1万円単位に切り上げ)

#### ②令和6年分所得税が新たに発生した(就職等)







令和6年度住民税所得割額 ¥0

令和6年分推計所得税額 ¥0 (令和5年所得をもとに算出した税額)

> 定額減税可能額 ¥0 (住民税+所得税分)

当初調整給付額 ¥0

令和6年度住民税所得割額 ¥0

令和6年分所得税額 ¥20,000 (確定申告等で決定した税額)

> 定額減税可能額 ¥40,000 (住民税+所得税分)

本来給付されるべき給付額 ¥20,000



## 差額の2万円を給付金として支給

(端数は1万円単位に切り上げ)

#### ③<u>当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、</u> 令和6年度住民税所得割額が減少した







令和6年度住民税所得割額 ¥10,000

令和6年度住民税所得割額 ¥5,000 (修正申告等で決定した税額)

定額減税可能額 ¥10,000 (住民稅分) 定額減税可能額 ¥10,000 (住民税分)

当初調整給付額 ¥0 本来給付されるべき給付額 ¥10,000



## 差額の1万円を給付金として支給

(端数は1万円単位に切り上げ)

#### ④こどもの出生等により、扶養親族が令和6年中に増加した







令和6年分推計所得税額 ¥40,000 (令和5年所得をもとに算出した税額)

> 定額減税可能額 ¥60,000 (所得税分)

令和6年分所得税額 ¥40,000 (確定申告等で決定した税額)

> 定額減税可能額 ¥90,000 (所得税分)

当初調整給付額 ¥20,000

本来給付されるべき給付額 ¥50,000



## 差額の3万円を給付金として支給

(端数は1万円単位に切り上げ)